

山梨県公報

第二千七百十号

平成二十九年

七月三日

月 曜 日

目次

告示

- 建築基準法に基づく道路位置指定(三件)……………五二七
- 平成二十九年年度行政書士試験の実施……………五二七
- 公共測量の実施……………五二二
- 教育委員会……………五二二
- 山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員等……………五二二

告示

山梨県告示第二百十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年六月二十三日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市鏡中條字上ノ切五百二番一
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三〇・八五メートル

山梨県告示第二百十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年六月二十六日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町上平井字上前田七百八十二番三、七百八十二番四、七百八十二番五、七百八十二番七、七百八十二番十一、七百八十二番十三、七百八十二番十四、七百八十二番十八、七百八十二番十九、七百八十三番二及び七百八十三番三
- 三 指定道路の幅員 四・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十三・〇メートル

山梨県告示第二百五十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年六月二十六日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町小石和字明神五百三十五番四
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 二十九・八八メートル

公 告

●平成二十九年年度行政書士試験の実施

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。

平成二十九年七月三日

山梨県知事 後 藤 齋

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条第一項の規定により山梨県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め(平成十一年自治省告示第二百五十号)第八に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年七月三日

一般財団法人行政書士試験研究センター 理事長 磯 部 力

- 1 試験期日 平成29年11月12日(日)午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 甲府市武田4-4-37 山梨大学 甲府西キャンパス
- 3 試験の科目及び方法
 - (1) 試験の科目

| 試験科目 | 内容等 |
|---------------------------|---|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題) | 憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成29年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。 |
| 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題) | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解 |

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。
- ※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

- ア 配布期間 平成29年8月7日(月)から同年9月8日(金)まで
- イ 配布場所 次の表に掲げる場所

| 配布場所 | 所在地 | 配布時間 | 備考 |
|--------------------------|----------------------------|----------------|----------------|
| 山梨県総務部行政経営管理課 | 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階 | 8:30~ 17:00 | |
| 峡東地域県民センター | 甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎 | | |
| 峡南地域県民センター | 南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎 | | |
| 中北地域県民センター | 韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎 | | |
| 富士・東部地域県民センター | 都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎 | | |
| 山梨県庁別館2階 (やまなし観光推進機構) | 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階 | 8:30~ 17:00 | 土・日・祝日 を含む。 |
| 山梨県行政書士会 | 甲府市丸の内3-27-5 山梨県行政書士会館 | 9:00~ 17:00 | |

(注) 備考欄に注意書のある場所を除き、土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布を行いません。

(2) 受験願書及び試験案内の郵送による請求

ア 配布期間 平成29年8月7日(月)から同年9月1日(金)まで

※ なお、受験願書及び試験案内の郵送での配布の請求は、平成29年7月3日(月)から同年9月1日(金)まで受け付けます。

イ 配布方法 住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角型2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求してください。

○ 受験願書及び試験案内の請求先

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成29年8月7日(月)から同年9月8日(金)まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

※ 受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。

※ 平成29年9月8日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

※ 行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等(対象者のみ)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間 平成29年8月7日(月)午前9時から同年9月5日(火)午後5時まで

※ インターネットによる受験申込みは、同年9月5日(火)午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

※ この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターホームページにアクセスし、御確認ください。

【ホームページのアドレス <https://gyosei-shiken.or.jp>】

※ 受付最終日は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のものに限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サックス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びスリーエフ

(3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内を御覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等の天災などの事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

(4) 連絡先（問い合わせ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障害のある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障害等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障害の内容等によっては希望に沿えない場合もあります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成30年1月31日（水）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）にも合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月三日

山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 公共測量（水準測量、航空レーザ測量及び航空レーザ測深）

二 測量の地域 山梨県南巨摩郡南部町、身延町及び富士川町並びに西八代郡市川三郷町の一部

三 測量の期間 平成二十九年八月一日から平成三十年二月二十八日まで

教育委員会

● 山梨県立甲府工業高等学校定時制課程専攻科入学者募集定員等

平成三十年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科の入学者募集定員等を次のとおり定める。

平成二十九年七月三日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

I 平成三十年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員
(定時制課程)

| 学 校 名 | 学 科 名 | 定 員 | 計 |
|---------|-------|-----|----|
| 甲 府 工 業 | 建 築 科 | 三〇 | 三〇 |

II 入学者選抜 詳細については、別に定める「平成三十年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者選抜実施要項」による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番